

平成27年1月

お客さま 各位

東奥信用金庫

### 法人インターネットバンキングにおける不正送金に係る被害補償の開始について

日頃より、「とうしん法人インターネットバンキング」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、全国的にインターネットバンキングが不正利用される事象が発生しております。

東奥信用金庫では現在まで被害を確認しておりませんが、この度、法人インターネットバンキングにおける不正送金に係る被害補償を下記のとおり開始することといたしました。

当金庫では、今後もお客さまに安心してご利用いただくため、セキュリティ対策の強化に努めてまいります。

#### 記

##### 1. 補償開始日

平成27年1月13日（火）

##### 2. 補償内容

「とうしん法人インターネットバンキング」により契約者様が不正送金被害に遭われた場合、1口座につき1,000万円を上限として補償いたします。

##### 3. 補償とならない主な場合

以下に該当する場合は補償対象となりません。

なお、以下の状況を判定することについては、お客さまの申告、または当金庫の調査（調査会社による調査を含みます）により当金庫が検討・判定した結果に基づきます。

- (1) 不正送金が発生した日の翌日から30日以内に当金庫へ被害の通知が行われなかった場合
- (2) お客さまから被害調査のご協力が得られない場合
- (3) お客さまが警察に被害届を出さない、被害事実等の説明や捜査へのご協力を行っていただけない場合
- (4) 他人に強要されたインターネットバンキングの不正利用
- (5) お客さまの使用人が自ら行った盗難または加担した盗難の損害
- (6) パソコン等の端末機および通信媒体が正常な機能を発揮しない状態で行われた使用による損害
- (7) 戦争・内乱または天変地異等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた行為による損害
- (8) ウィルス対策ソフトをご利用されていない場合
- (9) 電子証明書方式をご利用されていない場合

#### 4. お客さまに講じていただくセキュリティ対策

- (1) 当金庫が書面やインターネットバンキングログオン画面等により導入するよう求めたセキュリティ対策を実施すること。
- (2) インターネットバンキングに使用するパソコンの基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新すること。
- (3) パソコンにインストールしているソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本OSやWebブラウザ等を使用しないこと。
- (4) パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したうえで使用すること。
- (5) インターネットバンキングに係るパスワードを定期的に変更すること。
- (6) 電子証明書方式を利用すること。
- (7) 当金庫が指定した正規の手順以外で電子証明書を利用しないこと。
- (8) 電子証明書および電子証明書を取得したパソコンを厳重に管理すること。
- (9) 振込・払戻し等の限度額を必要な範囲でできるだけ低く設定すること。
- (10) 不審なログイン履歴や身に覚えがない取引履歴、取引通知メールがないか定期的に確認すること。

#### 5. 被害に遭われた場合の連絡先

被害に遭われたお客さまは、すみやかに営業店、または「とうしんアクセスセンター」までご連絡ください。

以 上